

居宅介護支援契約書

利用者

事業者 株式会社アミーゴ島根

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等関連法令およびこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成して、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者等や関連機関との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約日から要介護認定有効期間の満了日までとする。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとする。

2 上記契約期間満了日の14日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない限り、事業者は、利用者に対し更新時点での利用者の要介護状態を確認したうえで契約更新の意思を確認して、同意が得られれば本契約と同一内容で更新されるものとする。ただし、事業者が、契約期間満了までに利用者の更新の意思が確認できなかった場合でも、利用者および家族の意向を尊重し、本契約と同一内容で更新されるものとする。

3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の事業者を紹介するなど必要な措置を取るものとする。

(居宅サービス計画立案の援助)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援するものとする。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成にあたり次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して解決すべき課題の把握に努めること。
- (2) 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容や利用料の情報を特定の事業者のみを有利に扱うことなく適正に提供し、利用者にはサービスの選択を求めること。
- (3) 提供する居宅サービスの目標・達成時期・サービス提供上の留意点等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (4) 上記原案に位置づけたサービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類・内容・利用料等について利用者から文書による同意を受けること。
- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には医師等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従うこと。
- (6) その他、利用者および家族の希望をできる限り尊重すること。

(居宅サービス計画作成後の援助)

第4条 事業者は、利用者および家族と継続的に連絡を取り、利用の実情を常に把握するように努めるものとする。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は再評価を行い、サービス計画の変更や関連事業者への連絡、必要に応じて要介護認定区分の変更申請などの援助を行うものとする。

3 事業者は、定期的に居宅サービス計画の実施状況に関する書類を作成し、これを作成後2年間保管するとともに、利用者および利用者の後見人(後見人がいないときは家族を含む)からの求めがあった場合は、写しを交付するものとする。

4 利用者は、事業者が提供した居宅介護支援に関して苦情がある場合、または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情ないし相談(以下「苦情等」という)がある場合には、別紙重要事項説明書に記載された事業者の窓口ないし雲南広域連合介護保険課および島根県国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情等を申し出ることができるものとする。事業者は、苦情等の申出があった場合は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じてサービスを点検して関連機関との連絡調整を行う。なお、事業者は、利用者が苦情等の申出を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをしないものとする。

(利用者の権利)

第5条 利用者は、事業者によるサービス提供で利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシーおよび個人情報 that 十分保護されるものとする。

2 利用者は、居宅サービス計画の作成にあたっては利用者の意思尊重の一環として利用者の家族構成・生活歴・病歴・職歴等を聴取されることに同意し、利用者の自立した日常生活が可能になるよう求める権利を有するものとする。

(要介護認定申請等の援助)

第6条 事業者は、利用者が要介護認定(区分の変更を含む)を受けていない場合、利用者の意思をふまえて速やかに要介護の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(施設入所への支援)

第7条 事業者は、利用者が介護保険施設へ入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介を行うものとする。

(利用料)

第8条 事業者が提供する料金等の規定は、別紙重要事項説明書のとおりとする。

(契約の満了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了とする。

(1) 利用者が、死亡したとき。

- (2) 第 10 条に基づき、利用者から、解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- (3) 第 11 条に基づき、事業者から、契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- (4) 利用者が、介護保険施設へ入所した場合。
- (5) 利用者の要介護状態区分が、「自立」あるいは「要支援」となった場合。

(利用者の解約権)

第 10 条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができるものとする。この場合には 1 か月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されるものとする。

2 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 事業者が、正当な理由なく介護保険法等関係法令およびこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

(事業者の解除権)

第 11 条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者および事業者間の信頼関係を損壊する行為により改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、14 日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族および関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置をとるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害をおよぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償するものとする。ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は賠償額を減額することができるものとする。

(秘密保持)

第 13 条 事業者および事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じるものとする。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者または利用者の家族の個人情報を用いてはならないものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。

(契約外条項)

第 14 条 本契約に定めのない事項については介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者の協議により定めるものとする。

◎本書 2 通を作成し、利用者と事業者とで各 1 通ずつ保有するものとします

年 月 日

〈利用者〉

この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者(または法定代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

〈事業者〉

居宅介護支援事業者として利用者の申込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任もって行います

居宅介護支援事業者

事業者住所 _____ 島根県松江市宍道町佐々布 2130 番地 1

事業者名称 _____ 株式会社アミーゴ島根

代表者氏名 _____ 代表取締役 百合澤 正志 _____ 印